

令和2年白川町議会第1回定例会 町長提案説明及び教育運営基本方針

令和2年白川町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員全員の参集をいただきありがとうございます。

この冬の天候異常は、春に向かったの農作物の生育等に心配いたすものであります。

さて、昨年秋、東京市ヶ谷の防衛省の見学、いわゆる市ヶ谷台ツアーに参加しました。極東国際軍事裁判の法廷記念館や作家三島由紀夫が自決した部屋等が残されています。その三島由紀夫が心酔していたのが、佐賀鍋島藩で編纂された「葉隠」の書であります。有名な冒頭の言葉「武士道と云ふは死ぬ事と見つけたり」であります。「葉隠」があたかも死を美化、礼賛しているかのように誤解され、この言葉だけが一人歩きしてしまった感があり残念であります。

一昨年、佐賀の鍋島記念館を見学し、館長である鍋島家の末裔の女性のお話を聞く機会を得、本当の「葉隠」の真意を学ばせていただきました。この書が世に出て300年、今なお読み継がれている要因は、「武士道と云ふは死ぬ事と見つけたり」という強く潔い響きにあると感じます。要は、物事に死にもの狂いで当たれということでしょう。

そんなこともあり、現在においては、処世術として重宝されています。例えば、「人前であくびは恥ずかしいこと」「翌日のことは前の日の夜から考えておくこと」「水清ければ魚棲まず」「一度も過ちを犯したことの無い人間は信用できない」「酒の席での失敗は要注意」「40歳までは知識や分別に流されてはいけない」等あり、現在の我々の生き方の参考になることばかりです。そんな想いで町政運営にあたりたく紹介させていただきました。

それでは、ただ今より、今定例会に提出しております議案の大要についてご説明申し上げます。議第1号から議第6号までは、令和2年度一般会計予算並びに各特別会計予算であります。それぞれの予算規模は

		本年度当初対比
一般会計	59億3,000万円	2.2%増
国民健康保険特別会計	9億6,200万円	9.5%減
簡易水道特別会計	5億5,500万円	47.6%増
地域振興券交付事業特別会計	4,150万円	53.6%減
介護保険特別会計	11億4,100万円	2.9%増
後期高齢者医療特別会計	1億4,740万円	6.7%増
総 額	87億7,690万円	2.3%増

としております。

ここからは第5次総合計画の施策の大綱に沿って、もう少し具体的な予算の内容についてご説明申し上げます。

(1) 人と人とのふれあいによるまちづくり

令和2年度は、「白川町第6次総合計画」の策定年度となり、町政の方向性を決める重要な年となります。第5次総合計画の実績と進捗状況を検証し、新たな課題に挑戦するとともに、刻々と変化する時代に呼応し、町のあるべき姿を反映した計画づくりをしなければなりません。そのためには町民サロンやまちづくり懇談会などで、多くの町民の声に耳を傾け、夢と希望を語り合うことが大切と考えます。多くの意見を集約し、総合計画審議会での議論を重ね、町民自らが主役となる基本構想、基本計画の策定を目指します。令和3年度から8年間の長い計画づくりは、計画そのものを実現することが一番の目的ではありませんが、住民自らの意識、「自分たちの地域は自分たちの力で豊かにする」といった気運、地方自治の熟成を図ることが計画策定の隠れた大きな目的であると思います。奇しくも国民に希望と感動を与える東京オリンピック開催の年に、この総合計画策定の年が重なりました。これから幾多の苦難を迎える令和の時代にこそ、夢と希望の詰まった総合計画の策定が必要であると確信いたしております。

第2期となる「白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、この第6次総合計画の重点施策に位置付けることとし、基本目標に沿うものに改めることとしております。地方創生交付金を活用した各種事業の総点検を行い、さらなる雇用の創出と人口減少に少しでも歯止めをかけるべく、町の新たな戦略づくりを進めてまいります。

移住促進と空き家対策を迅速に進めるために法人化した、移住交流サポートセンターの活動で、この5年間に移住された方は115名となる見込みです。空き家バンクの登録は56棟を数え、空き家の有効活用、空き家サブリース事業の展開にも期待をしております。

田舎暮らし体験住宅、農園付きコテージを活用し、インバウンド事業も視野に入れた滞在型の交流を進め、地域や地域の人々と多様に関わる人「関係人口」を増やすことは、これからの新しい地域の在り方に欠かせない仕組みの一つです。変化を生み出す人材が地域に関わることは、「人と人のふれあいによるまちづくり」の政策そのものであると考えます。

現在6名が在籍する地域おこし協力隊は、移住交流サポートセンターを拠点に移住相談、空き家対策の活動、特産品開発、販路拡大の活動、さらに林業後継者として精力的に活動をしており、それぞれが地域と関わる中、定住定着を模索しております。令和2年度においても引き続き林業後継者を「山に生きるもの」、移住促進、関係人口の増加を目指す人を

「人と人をつなぐもの」として隊員を募集し、白川町のまちづくりに新風を吹き込んでもらいたいと考えています。

ふるさと白川を思う方たちの会「美濃白川ふるさと会」のご協力をいただきながら、ふるさと同窓会の拡充や記憶に残す「まごまごふるさと体験」事業の開催などを通して、白川のファンを育て、白川へ訪れる機会を増やしてまいります。

(2) 緑（地域）の資源を活かした豊かなまちづくり

本町の農業は中山間地域農業であり、大規模な農業経営は難しい状況にあります。このため、集落営農組合の育成、トマトや有機栽培の新規就農者の受け入れを行ってきており、現在、9集落営農組合により、本町水田面積の約38%が集積され、認定農業者、新規就農者を含めた担い手全体では、約42%の水田が集積されています。担い手への農地集積が進む地域がある一方で、個人の農業者の高齢化などにより耕作されない農地が増えている地域もあります。このため、今後は、地域の農地を誰が守っていくのかを決めていく「人・農地プラン」の実質化を推進していくことが大切であり、地域の話し合いを促していくことが必要になってくると考えています。平成27年の農業委員会等に関する法律の改正により農業委員、農地利用最適化推進委員の事務に農地等の利用の最適化の推進が加えられています。令和2年度は、農業委員、農地利用最適化推進委員の改選の年であり、新たな委員の今後の活躍に期待するところです。

鳥獣による農業被害については、CSFいわゆる豚コレラの発生以来、捕獲許可の制限がかかる中、消毒の徹底が前提の個体数調整捕獲により、イノシシ、シカなどの捕獲を進めています。サルについても、今年度多頭数捕獲用の囲い罠を導入し、地域の方々が中心となって捕獲試験を行っています。猟友会員の減少が進む中、地域の方々の協力が重要な状況となっています。今後も農作物等への被害を減少させるため、捕獲の推進、侵入防止柵の設置などの獣害対策を支援してまいります。

地方創生拠点整備事業で建設した施設については、2年目が経過しようとしています。「よいいち美濃白川」、「佐見食品加工施設」においては、新たな商品作りやイベントによる集客など、売上げを伸ばす努力をしておりますが、厳しい運営となっています。道の駅「ピアチェーレ」の運営につきましても、現在までに様々な経営改善の取り組みを行ってききましたが、なかなか特効薬がない状況です。今後は、「よいいち美濃白川」「ピアチェーレ」を中心に、農産物加工施設と連携した販売強化や体験型イベントなどにも取り組み、早期に経営の健全化が図られるよう指導してまいります。

お茶については、中野茶生産組合が今年度中に岐阜県GAPを、黒川茶生産組合が令和2年度当初にJGAPを取得できるよう作業を進めています。食の安全、環境負荷の低減、

経営の改善を推進するとともに、茶生産組合のリーダーとして活躍いただくよう支援してまいります。また、「美濃白川茶」の販売促進については、海外展開の実績がある町内業者へ、海外販売事業を委託することとしました。当面はお茶が中心となりますが、他の農林水産物などの販路開拓にもつながればと考えています。

今年度、研修中の新規就農者の方の今後の就農先等については、まだ明確にはなっておりませんが、新たな地域農業の担い手として定着していただくことを期待しています。令和2年度の研修生については現在調整中ですが、美濃白川就農応援会議とも連携して、受け入れ体制の充実を図り、農業の担い手確保に努めてまいります。

日本型直接支払制度においては、令和2年度から中山間地域等直接支払制度が、第5期を迎えますので、対象地域における交付金の積極的な活用をお願いしてまいります。

土地改良事業においては、県営中山間地域総合整備事業による圃場整備、農業・集落の排水整備が早期に完了するよう岐阜県に要望するとともに、佐見地内の圃場整備計画が採択されるよう努めてまいります。

林業においては、令和2年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザに提供した、認証材による東濃ひのきのPR効果に期待を寄せているところです。

今年度から始まった「森林環境譲与税」は、令和2年度からは当初予定額の倍額が交付されることとなっており、その用途は本町の林業の活性化にも大きな影響を与えられと考えられます。今年度から取り組んでいる森林境界の明確化や林業の担い手確保の予算を増額するとともに、令和2年度からは、岐阜県森林文化アカデミーとの協定による人材育成、森林教育などにも取り組んでまいります。また、循環型森林社会の構築として、森林整備・林産材活用と木質バイオマスの積極的な活用を推進するための計画策定を進め、本町の大部分の面積を占める森林資源の計画的な活用と林業木材産業の活性化、山林所有者の所得の確保に努めてまいります。

林道整備事業につきましては、公共林道事業で1路線、県単林道事業では6路線の改良事業と1路線の開設を予定しております。また、小倉地内の治山関連事業についても引き続き要望しており、木材生産推進のため計画的な森林整備の推進、災害防止に努めてまいります。

観光振興につきましては、観光協会を中心に関係団体と連携を図りながら各種の事業を推進してまいります。また、農村へ滞在し、様々な体験をするグリーン・ツーリズムに取り組む組織が本町でも誕生する運びとなりました。農泊、民泊などで滞在し、農村の持つ地域資源、農業や林業、伝統文化、祭りなどを体験するグリーン・ツーリズムは、地域外から人を呼び込むことで、地域経済に潤いをもたらす仕組みです。令和2年度には県のグ

リーン・ツーリズム大会が本町で開催されますので、今年は記念すべきグリーン・ツーリズム元年となりそうです。

ここ3年ほどの間に、テレビドラマ「岐阜にイジュー」、「イジューは岐阜と」や、映画「his」が、白川町を舞台に撮影されております。皆様方は、ご覧いただけましたでしょうか。全国に白川町の名を知っていただくことができ、「ロケ地を一目見たい」と本町を訪れる方も少しずつですが増えています。豊かな自然と、町民のありのままの姿が映像に溢れ、素晴らしいドラマ、映画となりました。一度は行ってみたい、そして2度目もまた来たい、と思っただけのよう、おもてなしの心で迎え、白川ファンが育っていくことを願っております。

中小企業・小規模企業の支援につきましては、求人倍率が高く、人手不足、人材不足が続く中、後継者がいないため閉店、閉業する企業・商店が増えておりますので、商工会、ハローワークと連携して、仕事情報の提供、企業紹介など、出張ハローワークの取り組みを継続しつつ、創業支援補助金などの助成事業、経営基盤の強化を図る利子補給制度などで引き続き支援してまいります。

(3) 住む人みんなにやさしいまちづくり

「子育て環境の充実」のための施策については、第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降に30万円を祝い金として給付する現行の出産育児給付金制度から、子どもの成長にあわせ、満1歳時と小学校入学前に5万円、中学校入学前に10万円を地域振興券で支給し、育児環境の向上と子育て世帯の定住を促すことを目的とする、子育て応援給付金制度へと見直しを行いました。令和2年度は、その新制度の実施の初年度となることからスムーズに移行できるよう努めてまいります。

通年開催が課題となっておりました放課後児童クラブにつきましては、白川小学校と白川北小学校の統合に合わせ、4月から町民会館で開設することといたしました。指導員の確保等の課題がありますが、体制を整え、子どもたちの安全で楽しい居場所づくりを進めてまいります。

子育て支援センターは、年間約4,000人の利用者があり、いつでも気軽に遊びに行ける場所として子育て中の親子の憩いの場となっています。各種イベントや講座には町外からの利用者もあり、賑やかな雰囲気となっています。今後も子育ての悩みや不安を緩和して、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを応援してまいります。

令和2年度は、「白川町健康づくり計画」の中間見直しの時期に当たります。町民の心と体の健康を維持していくことは、保健事業の大きな目標であり、令和7年度までの本町の健康づくりについて、計画の見直しを行うとともに、成人保健、母子保健、精神保健のそ

それぞれの分野で、これまで取り組んできた事業をさらにきめ細やかに進めてまいります。特に、健診の受診率向上を目指し、生活習慣の改善や適正な医療に結びつけるなど、重症化予防に努めてまいります。また、今年度、町民の歌を利用した「しらかわ茶レンジ体操」を作成しました。この体操が健康増進に向けた習慣的な運動となるよう、様々な機会を通じて紹介し普及に努めたいと思います。

国民健康保険事業では、平成30年度から取り入れられた「保険者努力支援制度」において、本町の疾病予防や健康づくり、保険税収納率向上に向けた取り組みが高く評価され、県下でもトップクラスの成績を収めています。しかしながら、近年の医療費の増加と被保険者の減少や高齢化、保険税収入の伸び悩みなどにより、国民健康保険の財政状況は非常に厳しい状況が続いています。このため令和2年度においては、平成22年以来10年ぶりに保険税率の引き上げを行うとともに、今後4年間にわたり保険税率の見直しを行っていくこととしています。被保険者の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

これまで白川病院に運営を委託していた「地域包括支援センター」については、令和2年度からは直営で運営することとし、町民会館の保健福祉課内に事務所を置くこととしました。平成30年度から設置した主に障がい者を対象とした「基幹相談支援センター」と、成年後見制度の利用促進や権利擁護を目的として市町村に設置が義務付けられた中核機関「成年後見支援センター」を併設した総合相談窓口として、町の保健師、社会福祉士に加え、町内の介護事業所から専門職の派遣を受けて、相談支援業務の充実を図ってまいります。

令和2年度は、介護保険の第8期計画と地域福祉計画を策定する年となります。今後、高齢者の中でも後期高齢者の割合が増加することが予想される中、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続していくためには、医療や介護サービスの充実を図ることと合わせて、日常生活に対する生活支援や介護予防をいかに効率的に行っていくかが課題となります。新しい計画の策定にあたっては、高齢者福祉をはじめ、障がい者福祉、児童福祉など各分野での地域における包括的な支援体制や生活課題の解決に向けた仕組みづくりと、介護及び介護予防の中長期的な視野にたった計画策定に取り組めます。

近年、高齢者のペダル踏み間違いによる交通事故が社会問題となる中、国では今年度の補正予算により衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の導入に対する補助金を創設することとしています。町では、高齢者が免許を返納した場合の移動手段の確保を目的に、電動カート（シニアカー）の購入に対して、20万円を限度に購入費の1/2を補助することとしました。なかなか車が手放せない地域ですが、国の補助制度と合わせて、高齢者の交通安全、事故防止につながればと

考えています。

(4) 安全・安心・便利なまちづくり

国道41号におきましては、災害に強い安全で安心な道路を目指した上麻生防災事業が一昨年に事業化され、昨年3月には、「中心杭打ち式」が執り行われたところです。

今年度は、トンネル予備設計・橋梁詳細設計及び用地測量が進められ、順調にいけば令和2年度には、工事の起工式が行われ、七宗町側から工事に着手されます。この事業の整備により、大雨による通行規制などが解消されることはもちろん、地域住民の生活、観光、物流などで非常に大きな効果が期待できます。引き続き近隣市町村や関係機関の皆様と連携をとりながら、一日も早い完成を目指し最大限の努力をしてみたいと思いますので、地権者の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

県管理道路では、国道256号の小野バイパス区間で事業が着々と進められており、主要地方道恵那白川線の中の瀬工区でも今年度工事が着工されるなど、両路線とも早期完成を目指して事業が進められています。また他の幹線主要地方道においても、継続的に事業展開がなされるようです。引き続き、地域の活性化、豊かな暮らしの実現のほか災害に強い地域づくりを目指し、関係市町村・団体と連携し積極的な要望活動を展開してみたいと思います。

町道につきましては、橋梁など道路施設のメンテナンスサイクルが2巡目に入っており、さらなる予防保全による道路施設の老朽化対策を推進してみたいと思います。令和2年度では、トンネルの2サイクル目の点検をはじめ、橋梁修繕1橋と舗装修繕5箇所の修繕を行う計画です。そのほか、災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のための緊急輸送路である中川下油井線の防災対策をはじめ、橋梁の新設、道路の幅員改良など、国の社会資本整備総合交付金や過疎対策事業債、辺地対策事業債など交付税措置の有利な起債を活用し、生活道路の整備を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、経営環境は厳しさを増しています。こうした中、国からは、人口3万人未満の市町村が営む簡易水道についても、令和5年度までに公営企業会計へ移行するよう求められています。引き続き公営企業会計の導入に向け作業を進めてまいります。

また、管路の老朽化によりご迷惑をお掛けしておりました白川簡易水道下金地区の配水管の布設替につきましては、JR及び国土交通省との協議も順調に進んでおりますので、工事に着手し、老朽管路の更新を進めてまいります。

高齢者の困りごと対応の一つとして、ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な

方の自宅の玄関先でゴミ収集を行う「高齢者等ゴミ出し支援事業」につきましては、黒川地区をモデルケースとして取り組んでまいりましたが、令和2年度からは対象を全町に広げて実施することとし、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう必要な支援を行ってまいります。

町営住宅管理事業では、高齢者住宅や移住定住関係の住宅整備について、検討委員会等により具体的な検討が行われています。高齢者住宅につきましては、住宅の在り方などの基本的事項や整備規模、候補地について検討委員会に諮問しており、答申をいただくこととしております。また、移住定住関係の住宅整備につきましても、研究会の報告をいただくこととしており、これらの内容は、第6次総合計画の策定に反映させることとしております。

昨年は9月に台風15号が千葉県などで大規模な停電を引き起こしました。10月には台風19号による大雨で河川の氾濫が相次ぎ、各地で大きな被害が発生しました。「想定外」や「50年に一度」と表現されるような、過去の想定をはるかに超えるような台風や豪雨が常態化しつつあります。ダムや堤防で防ぐことも難しく、適切な避難が防災、減災のカギと言われています。

幸いにも、ここ数年は町内で大きな災害は発生しておりませんが、避難勧告や避難指示を発表し、町民の皆様には避難を促す機会が年々増えつつあります。

防災意識の向上、自主防災組織の強化を引き続きお願いしつつ、気象情報等の提供方法の見直しや防災備品等の整備、さらには砂防、急傾斜地崩壊対策、治山などハード・ソフト両面にわたって災害防止対策を組み合わせ、災害に強い地域づくりを推進してまいります。

防災の要として活動していただく消防団員の確保は、年々厳しい状況となっており、機能別消防団員の方々の支援が欠かせない状況となっております。団員の減少に伴う詰所や積載車の適正配置を進めるとともに、消防団活動の現状を分析し、今後の在り方についても引き続き検討を進めてまいります。

公共交通システム「おでかけしらかわ」は、有償運行を始めて1年半となりました。町民の暮らしを支える足として、新たな交通システムの確立を図ることは、これからの町政の大きな課題であり、大きな責任と考えております。安全で安心して利用できる公共交通を第一に考え、運行管理の一層の強化に努めてまいります。要望の多い福祉有償運送につきましては、令和2年度において実証運行をスタートさせ、利用者ニーズを把握しつつ、本格運行に向け検討を進めてまいります。

懸案となっております庁舎整備につきましては、教育委員会がこの1月「将来核となっていく教育拠点は、現在の白川中学校が望ましい」との方向付けをされましたので、「有事

の際でも業務継続が可能な防災拠点としての庁舎整備」、「コンパクトな設計で、将来負担を抑えつつ、利便性を低下させない庁舎整備」を念頭に、いよいよ本格的に事業に着手いたします。白川中学校と同一敷地内で庁舎が共存することが可能か、また、住民サービスを町民会館と区分けすることにより、コンパクトな庁舎とする方法はないかなど、具体的な検討を進めてまいります。令和2年度予算には、防災行政無線等も含めた庁舎移転に関する調査研究の経費を計上したところでございますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

(5) 白川を愛し、たくましく心のあったかい人を育むまちづくり

教育運営の基本方針につきましては、後ほど鈴村教育長から詳しく申し上げますが、施策の主なものについて私からご説明いたします。

白川小学校と白川北小学校の統合につきましては、議員の皆様には昨年6月の定例会で「小中学校設置条例改正案」をお認めいただきました。その後、両校の保護者の皆様、地域の皆様からご意見をいただきながら、4月7日の開校に向けて準備を進めております。統合に関わりご協力いただいております多くの皆様に、心から敬意と感謝を申し上げますのでございます。

両校の統合により、町内に複式学級のある学校は佐見小学校のみとなる見込みですが、国語・算数等の教科については、学年ごとの指導ができるよう引き続き講師を確保してまいります。また、外国語教育に対応するための英語非常勤講師や特別な支援が必要な児童生徒のための支援員についても人員を確保し配置してまいります。

本町の児童生徒数は引き続き減少の傾向にあります。令和2年度の小中学生は合わせて430名の見込みであり、昨年より31名減、10年前と比較して339名減少しております。このような状況の中、昨年9月に白川町小中学校再編検討委員会から出されました学校再編に係る答申をもとに、教育委員会と連携しながら子どもたちにとって望ましい教育環境の整備に取り組んでまいります。

学校校舎については、7校中4校が築40年を超えており、施設の老朽化が進んでおりますが、現在学んでいる子どもたちの日々の学校生活に支障が出ないように、必要な修繕を行ってまいります。

学校給食センターは、調理・配送部門の外部委託1期目の3年間がこの3月で終了となりますが、引き続き2期目として今後5年間の外部委託を実施いたします。施設については、建築後26年を経過しておりますが、適切な維持管理に努め、安心安全な学校給食の提供を行ってまいります。

「一般社団法人スポーツリンク白川」は、設立4年目を迎えますが、子どもからお年寄

りまでの幅広いスポーツ活動を支える組織として実績を積み上げてきました。引き続き、連携を図りながら、スポーツの振興と地域の活性化、健康づくりの推進に努めてまいります。また、スポーツリンク白川に管理委託しております大野台パークにつきましては、年間を通して多くの町内外の皆様にご利用いただいております。より安心して利用いただけるように、体育館の屋内消火栓設備の改修を予定しており、有事の際の備えとして万全を期してまいります。

秋には、岐阜県で「第33回全国健康福祉祭りふ大会（ねんりんピック岐阜2020）」が開催されます。本町においても関連事業を開催いたしますので、健康づくりへの取り組みの一つとしてぜひご参加いただきたく思っております。

（歳入）

以上で、歳出予算の説明を終わり、続いて、一般会計における歳入の主なものについてご説明申し上げます。

森林環境譲与税は、税の徴収より先行して今年度から交付を受け、森林整備や人材育成に活用しておりますが、国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、令和2年度では対前年比2倍となる交付が予定されております。

町の歳入のうち、4割を占める地方交付税につきましては、今年度の普通交付税交付実績（23億4,994万円）と、国の地方財政計画（案）から試算を行い計上いたしております。歳出改革の推進と地域再生や業務効率化等に、前向きで具体的に行動に取り組む地方を支援する仕組みの強化の観点から、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取り組みの成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることとされております。このなかで、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる地域への配慮が行われる見込みですが、算定額の割り増しなど本町への影響が気になるところであります。

国は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて、地方創生関連施策のこれまでの事業全体の成果を検証するとともに、重要課題に前向きに取り組む、KPIを設定し具体的な成果を目指して取り組む地方自治体への支援をさらに強化するとしております。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方自治体による前年度までの取り組みの成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討するとともに述べており、今後は交付税のみならず、交付金や補助金などにおいても施策の具体的な評価が強く求められることが予想されます。

歳入の約9%を占める町債では、道路や簡易水道施設といったインフラ整備や学校施設の整備に対して、後年度に交付税措置される割合の高い過疎対策事業債や、さらに有利な

辺地対策債を引き続き積極的に活用してまいります。

繰入金のうち基金繰入金では、財政調整基金から3億円、産業振興基金から2,170万円、教育施設整備基金から1,250万円をそれぞれ取り崩し、必要な経費に充当することとしております。

歳入全体として、町税や繰入金、町の施設の使用料といった自主財源では、今年度当初予算に比べ9.2%増の17億567万円余を見込み、国や県支出金といった依存財源では、今年度当初予算に比べ0.3%減の42億2,433万円を計上し、収支の均衡を図っております。

次に、そのほかの議案の大要について説明いたします。

議第7号から議第17号までは条例の一部改正であります。

議第7号は、白川町常勤の特別職職員の給料月額について、先に開催されました特別職報酬等審議会からの答申どおりの額に引き上げを行うため、「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例」の一部を改正しようとするものです。

議第8号は、旧優生保護法に基づく優生手術を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律の施行に伴い、「白川町手数料条例」の一部を、議第9号は、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための法整備に伴い「白川町印鑑条例」の一部を、議第10号は、条例の中で引用しております元法の改正に伴い「白川町固定資産評価審査委員会条例」の一部を、それぞれ改正しようとするものです。

議第11号は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、「白川町国民健康保険税条例」の一部を改正し、税率を引き上げようとするものです。先にも述べましたが、税率の改正は10年ぶりであります。関係各位のご理解とご協力を切にお願いいたします。議第12号は、地方自治法の改正に伴い、「白川町監査委員条例」において引用しておりました条文が改正されたため、所要の改正をしようとするものです。

議第13号と議第14号は、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正でございます。私的契約児についても保育料を無償化するため「白川町保育所条例」の一部を、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、「白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部をそれぞれ改正しようとするものです。

議第15号は、紙おむつの助成を市町村の特別給付で行うこととするため「白川町介護保険条例」の一部を、議第16号と議第17号につきましては、町営住宅の老朽化に伴い一部を取り壊しましたので、取り壊しました住宅について条例から削除するため、「白川町営住宅条例」と「白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例」の一部を改正しようとする

するものです。

(補正予算)

議第18号は、令和元年度一般会計補正予算、議第19号は、令和元年度簡易水道特別会計補正予算、議第20号は、令和元年度地域振興券交付事業特別会計補正予算であります。

一般会計では、国の3カ年緊急対策事業として取り組む防災・減災、国土強靱化のうち、特に緊急を要する事業として、黒川下新田地区と三川茶碗地区の地籍調査業務が位置付けられたため、地籍調査事業に2,609万円を追加、県の補正予算により採択された鳥獣被害防止総合対策整備事業に930万円を追加、県補助金である「元気な農業産地構造改革支援事業費」の交付を受けて実施する紅茶生産用の揉捻機購入補助に95万円を計上したほか、各事業の実績見込みにより減額調整するとともに、国県支出金や基金繰入金、町債等の財源調整をいたしました。

簡易水道特別会計では、施設建設改良費等の事業実績見込みに伴い、690万円を減額し、補正後の予算総額を3億9,730万円としております。

地域振興券交付事業特別会計では、プレミアム付き振興券の令和2年度における換金に対応するため、今年度予算の一部を繰り越ししようとするものです。

そのほか、追加提案として、人事案件1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、令和2年度における行財政運営の基本方針と、あわせて私の所信の一端を表明させていただき、今議会に提出いたしました諸議案の概要について説明してまいりました。また、審議の過程ではさらに詳細な補足説明もしながら、議会審議をお願いしてまいります。

何とぞ、議員の皆様のご活発なご審議をお願い申し上げるとともに、提案しております諸議案に対しご理解とご承認を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、白川町議会第1回定例会開会の町長説明とさせていただきます。

長時間ご清聴ありがとうございました。

次に、鈴木教育長から、町の教育運営の基本方針について説明を行いますのでよろしくお願いいたします。

白川町教育運営の基本方針

1 教育に関する国の動向

令和2年度からいよいよ小学校では新しい学習指導要領に基づく教育が始まり、中学校では令和3年度から全面実施となります。新しい学習指導要領では、学校教育を通じて育成すべき資質・能力として、「生きて働く“知識・技能の習得”」「未知の状況にも対応できる“思考力・判断力・表現力等の育成”」及び「学びを人生や社会に生かそうとする“学びに向かう力・人間性等の涵養”」が3つの柱とされています。内容的には、小学校では5・6年の英語を教科として位置づけたり、プログラミング教育を取り入れたりしています。さらに小・中学校ともに道徳を教科化するなど、具体的な変更点があります。これらはすべて先の3つの柱を目標として指導しなければなりません。

2 白川町における教育の現状と課題

本町では子どもの数が減少し、どの学校も小規模になっています。しかしながら、すべての学校が少人数の強みを生かし、指導を工夫し、安定した学校生活と文化・スポーツ面での優れた成果を上げています。それは学校や保育園が保護者や地域との信頼関係を土台とし、「途切れのない支援」「協同的な学習」「ICTの活用」など、本町が大切にしてきた個と集団に応じた教育がなされているためと考えます。

一方、少子化により、小学校における複式学級・複式授業の対応、中学校における免許外教科の対応など多くの課題があります。これらの課題は、子ども自身から発生したものではなく、教育制度や教える側の体制整備などの課題です。これらに対しては非常勤講師を配置する方法で対応してきましたが、その講師が見つからないということもしばしばありました。

子どもにとっては、集団スポーツ、部活動、合唱、討論などの盛り上がりや欠けたり、人間関係の固定化や切磋琢磨する機会が減ったりするなどの課題が生じています。これに対して、同学年どうしの学校交流やテレビ会議などによって補ってきましたが、頻繁に交流を行うことは難しく、課題として残っています。

そこで本町は白川小学校と白川北小学校を統合し、今年4月からは白川小学校として開校することを決定しました。また、教育委員会は町内8小中学校の再編について再編検討委員会に諮問し、その答申を受けて今後の再編の方針を策定するなど取り組んできました。

3 令和2年度の教育方針

全国的に進められようとしている教育政策を理解するとともに、本町独自の現状と課題

を考察し、令和2年度の教育方針を次のように策定しました。

(1) 体験を重視した教育行政

① 体験と人間性の涵養

私は就任以来、体験を重視した教育行政について機会あるごとに話してきました。まず、冒頭で「人間性の涵養」という文言に触れましたが、このことと体験との関連についての思いを述べさせていただきます。

ドイツの詩人・劇作家のゴットホルト・エフライム・レッシング(1729~1781)は「自分の経験はどんなに小さくても百万の他人の経験より値打ちのある財産である」と言っています。白川町の自然、文化、歴史、そして人々に触れる体験そのものに値打ちがあります。さらに体験を通して、その素晴らしさや面白さを感じるだけでなく、知的好奇心を高め、美しいもの、より善いもの、真なるものを求め、思いやりの心を持ち、自他の存在を尊重して生きていくところに人間らしさが養われていきます。

従って教育行政においては、そういった感動やものの見方・考え方が芽生えるような体験を意図的・計画的に仕組んでいく必要があります。

② 保育園や学校において

保育園での遊びや生活、小・中学校での教科の学習や集団生活はすべて人間性の涵養につながるものです。しかし、現代の子どもたちには、自立の遅れ、耐性の乏しさ、リーダー性の弱さ、夢や目標を見定め、その実現に向かう気概の欠如などの課題が生じています。そこで、教育委員会は小・中学校教育指導の方針について検討し、就学前の幼児期の段階から感動を多く体験する機会を充実するとともに、その体験を通して、「身体をつくり、言葉を育て、『志の芽』を培う」と改正しました。

「身体をつくる」の中心をなすものは神経系の発達です。体幹、平衡感覚、目と手の協応など、中学生までに鍛えておく必要があります。そのためには教科体育だけでなく、日常的な遊びや運動、中学校の運動系部活動などを実施する際に、このことを意識して体験させることが効果的です。もちろんこれまで保育園や学校で重視してきた歯磨きやアイウベ体操など歯と口の健康に関わる体験も「身体をつくる」体験として継続します。

「言葉を育て」の中心をなすものは読解力の育成です。読解力とは、意味を理解し、読み、書き、問題解決ができる力のことです。語彙を増やし、言葉を理解し、言葉で考え、言葉で表現し、コミュニケーションを図り、豊かな心を育てる。そのためには国語科の授業だけでなく、読書活動や作文活動、そして後述する英語やプログラミング教育も言葉を育てる体験となります。

身体をつくることと言葉を育てることは相互に関連して発達していきませんが、もう一つ

大事なことは、体験を通して子ども自身が自分を見つめ、将来に向けての志の芽を培っていくことです。白川町では「特色ある教育活動交付金事業」があります。学校ごとにその学校ならではの自然、環境、文化、歴史などを活かした体験活動を応援しているものです。例えば、白川中学校のリズムダンス、起業家学習、黒川中学校の歌舞伎や三味線などの伝統芸能学習、パイプオルガンの活用、佐見中学校のCBC合唱コンクール参加、他地区中学校との合唱やスポーツ交流などがあります。このような特色ある教育活動を通して、「志の芽」が培われていくことをねらっています。

折しも昨年、運動能力や運動習慣の全国調査では前回より低下していると報道され、PISA学力テストでは日本の子どもの読解力に課題があると報道されました。このたび改正する方針の「身体をつくり、言葉を育て」の部分はこのような報道結果にも対応しています。教育においては「不易と流行」という言葉がありますが、身体と言葉の発達は不易な内容です。白川町では、この方針のもとに堅実な実践を展開していく所存です。

さらに、「身体をつくり、言葉を育てる」、その過程において発達が心配な子どもに対しては「途切れのない支援」を継続し、0歳から15歳までの一貫教育を進めてまいります。

③小学校の英語科とプログラミング教育への対応について

このたび、小学校5・6年生の英語が教科となり、週2時間ずつになります。また、小学校でプログラミング教育が導入されます。このことに対して、本町ではその研究と準備を行ってきましたが、令和2年度は次のように進めます。

英語についてはその教科書や学習指導案がすでに作成されています。さらに、教科書にはQRコードがついていて、スマートフォンやタブレット端末などで音声や画像につながります。授業はもちろん、子どもが家庭でも音声を聞いて、発音を確認できるようになりました。ただし、これらは教科書会社が工夫したことです。

本町では、5・6年の英語科と3・4年の英語活動のすべての授業において、英語に詳しい人や海外留学の経験のある人を非常勤講師として町単独で配置し、学級担任と共同で授業を進められるように計画しました。それは英語独特の発音は馴染みが薄く、英語4技能の内の「聞く」「話す」を補うためです。英語の口の形、舌や唇の使い方、アクセントなどを身に付けるためには、音声や画像だけでは不十分で、講師との直接体験が有効であると考えたからです。また、単なる反復練習より、状況に応じたコミュニケーションができるようにするためにも直接体験が有効であると考えたからです。

プログラミング教育とはプログラミング的な考え方、つまり機械と機械を作動させる言語との関係を学ぶものとされていますが、その内容や方法については市町村教育委員会や学校の創意工夫に任されていました。

これについても本町では研究と準備を進めてきました。それは、プログラミング教育を推進する指導的な教員を育て、授業で使うアプリケーション（ソフト）と基板（ハード）を準備し、指導内容と指導計画を明確にしてきたことです。プログラミング教育の先進事例によると、授業中子どもは試行錯誤によってどんどん先に進んでしまうという傾向があるようです。そこで、すべての担任教師が自信をもって授業を進められるように今年度末と令和2年度初めには教員研修も実施します。

④給食センターについて

給食センターは引き続き2期目、5年間の外部委託で実施します。外部委託ではありませんが、これまでどおり、朴葉寿司、アユの塩焼き、五平餅、茶飯、お茶シューマイや卒業バイキングなど、白川町ならではの体験ができる給食を提供します。また、地元の野菜等の食材を利用することにも努力してまいります。子どもにとって安全で思い出に残る給食となるよう、PTA等の協力も得て継続していきます。

⑤社会教育において

文化活動やスポーツ活動などの体験によって、集い、学び、つながることは、人づくり・町づくりになります。その大人の体験は、心豊かでたくましく、故郷への愛着や誇りをもつ子どもの育成にも還元していかなければなりません。

まず、中学2年生の「青雲のつどい」は若狭湾青少年自然の家をフィールドに活動を継続していきます。宮古島市との海山交流事業、青少年のイタリアピストイア市派遣事業は、一部の子どもの参加ではありますが、引き続き実施していきます。これらは白川町にはない自然環境や歴史と文化をもった地へ直接訪問することによって、感じたり考えたりしながら、子どもたちは一回りも二回りも大きくなって白川町へ帰ってきています。

また、家庭、学校、地域の連携強化については、「地域とともにある学校」を目指して地域学校協働活動を推進し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えています。

地区公民館は各種社会教育団体との連携のもとに、講座情報の提供や地域の人材や資源を生かした学習機会を提供し、活力ある地域づくりと次代のリーダー育成に向け、地域コミュニティの核として活動します。住民活動や子ども会活動、文化事業、歌舞伎をはじめとした地域伝統行事の後継者育成などの活動にも支援をしていきます。

美濃白川楽集館は県内外の図書館や保育園、小・中学校、地区公民館との連携や遠隔地利用サービスなどにより、読書のまち美濃白川を推進します。

「スポーツリンク白川」との連携を強化し、子どもからお年寄りまで幅広い年代層が幅広いスポーツを楽しめるよう、スポーツの振興と健康づくりの推進ができるよう環境整備に取り組んでまいります。

(2) 小・中学校の再編

①白川小学校の開校について

白小と白北小の2校が統合し白川小学校の開校となります。子どもたちが安心して学校生活を送り、統合してよかったと言ってもらえるように、今年度においては統合準備委員会、白川・白川北地区合同懇談会、合同学校運営協議会などを開催し、閉校式・開校式をはじめとする数多くの内容の調整を行ってきました。また、両校職員によって令和2年度の学校行事や教育活動の計画を立ててきました。周到な準備をしてきたつもりではありますが、開校後にも通学のこと、地域との連携のこと、新しく始める放課後児童クラブのこと、PTA活動のことなど、新たな課題が出現するかと思いますが、その都度迅速に対応していく所存です。統合が成功する、統合が完了するのは、1年後の令和3年3月31日であるという認識で粘り強く取り組んでいきます。

また、1月末の町校長会では、今後も児童の交流をしていくことが必要だとの共通理解のもと、4小学校で年に2回ほどの同学年同士の交流を継続していくことが決まりました。統合によって当分の間、白川小学校には複式学級はありませんが、佐見小学校には複式学級がありますし、黒川小学校においても複式学級になる可能性があります。小さな学校においては、学校ごとの交流によって少人数ではできないことを体験させてやる必要があります。

②町内小・中学校の再編について

1月14日、教育委員会は第6次総合計画の期間及びその先を展望して、学校再編の方針を策定しました。「前文」「方針の根幹」「計画の大要」「配慮事項」で構成しています。

方針の根幹のみ読み上げますと、「白川町の教育の基本方針の一つである『0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容の創造』のさらなる充実・発展を期して、将来的には義務教育学校『美濃白川学園』の創設を目指す。第6次総合計画の期間においては、子どもの身体的な成長や精神的な発達を考慮しながら、保育園や学校の統合によって、子どもの成長や発達に相乗的な効果が見込まれると判断できたところから計画的に統合をする。」とあります。

すでに議員の皆様にもご説明しておりますが、その他に町校長会、町園長会をはじめ、関係機関や地域においても順にご説明に上がり、ご理解とご協力をお願いしているところです。その際、教育委員会としては学校の配置を中心に説明しておりますが、単に学校を統合するだけの話をしているわけではありません。この問題は学校の再編とともに、今後の白川町をどのようにして活力のある町にしていくかという大きな計画の中の学校の配置と考えております。

何とぞ、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げ、教育運

営方針についての説明とさせていただきます。